

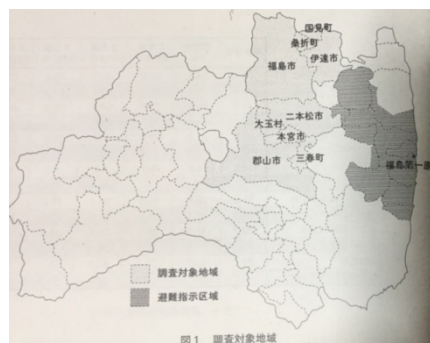
多様な選択を可能にする支援

大阪弁護士会主催の「3.11 福島原発事故 被害者救済の現状と課題」シンポジウムに参加して、関西在住の避難者の方の心に迫る声を聞いて、レポートにも紹介した。

『世界』4月号の成元哲（ソン・ウォンチョル）『『新しい日常』への道のり』を注目して読んだ。福島県在住者の多様な選択を可能にする支援策について、継続的な現地調査にもとづいて検討し、具体的な方策を提案している。

成さんの報告は、東海社会学会で聴いたことがある。現地調査と支援策の考え方を紹介したい。

われわれ「福島子ども健康プロジェクト」は2013年から毎年1月に、福島県中通り9市町村（福島市、郡山市、二本松市、伊達市、元宮市、桑折町、国見町、大玉村、三春町）に在住する2008年度出生児6191



名全員とその母親（保護者）を対象に、「福島原発事故後の親子の生活と健康に関する調査」を実施してきた。2012年10月～12月に、9市町村の住民基本台帳から対象者を抽出した。対象地域は避難指示区域外であり、中間指針で「自主的避難等対象区域」とされる。放射線量は避難指示区域より低い、局所的なホットスポットが存在する。学校、住宅、道路など一通りの除染は済んだが、2018年3月現在、道路の側溝や雨樋を中心に追加の除染作業が続いている。なぜこの地域を選んだか。それは避難区域に隣接し、健康影響の不確実性が高く、リスクへの対処が先鋭に問われる地域だからである。こうした地域特性のため、事故直後から、放射能リスクの受け止め方も、避難、外遊び、地元産食材の使用などについての対処の仕方も、多様である。また、避難指示区域から移住した避難者と以前から中通りの住民である人たちとの間で、あるいは避難区域外避難者への住宅支援打ち切りにおいては、自主避難者と中通りに滞在する住民との間で、補償や支援策をめぐる葛藤や分断が生じている。

原発被害の二つの特性、つまり時間軸と関係性の軸に注目する必要がある。まず時間軸にまつわるものとは、現時点では顕在化していないリスクの予防ならびに回避行動の観点からの損害である。具体的には、①子どもの将来の健康不安、②将来の結婚・就職などにおけるいじめ・差別不安、③放射能に関する情報不安である。既に生じた被害だけでなく、将来生じるかもしれない被害の回避行動が現在の子どもの社会参加や活動を制約し、それが心身の健康に影響を及ぼしうるという視点である。

もう一つの重要な視点である関係性の軸で見えるものは、放射能リスクをめぐる周囲との認識のずれと対処行動の違いによる人間関係の軋轢による損害である。また、原発避難者へのいじめ事件や将来の結婚・就職などにおける差別不安といったものは、福島県とそれ以外の地域との間に人間関係の分断をもたらす。

こうした将来の健康被害の予防・回避行動と関係性の喪失が、原発被害の主要な部分を占めている。これを補償していくものとして、「保養」の支援や、「放射能健康被害補償法」の立法といった制度の設計が考えられる。

保養は、放射線量が低い地域に、短くて1~2日、長い場合は1カ月ほど滞在、子どもたちが自然体験や外遊びをし、心身ともにリフレッシュするための活動である。だが、もう一つの効果は、子育ての不安や悩みを抱える母親が、何でも話せる場を提供することにある。

一方、放射能健康被害補償法のねらいはシンプルである。原発事故からこれだけの時間が経っても、中通りで子育て中の母親にこれほどまでに多い、子どもへの将来の健康に対する不安に応えることだ。そのためには、原発事故や放射能に関連する体調不良や健康不安を抱える人が気軽に受診でき、健康相談を受けられる態勢を制度的に確保することが必要である。もちろん、当該都道府県と国が責任主体となる。公害によって生じた健康被害の損失を補填する、かつての公害健康被害者補償法を見本として、民事責任は問わない形で設計する。そうした制度があれば、甲状腺ガンなどを含めて今後、原発事故に由来するいかなる健康への影響が起きても、公的なフォローを義務づけられることは大きい。

こうして、福島に住まう人々の多様な選択を可能にする社会の仕組みをつくっていく。その先の日常が、少しでも明るいものに変化していくことを願って。

(2018年3月26日)